

静岡県職員 児童福祉職の紹介

～こどもを輝く未来へ導く仕事です～

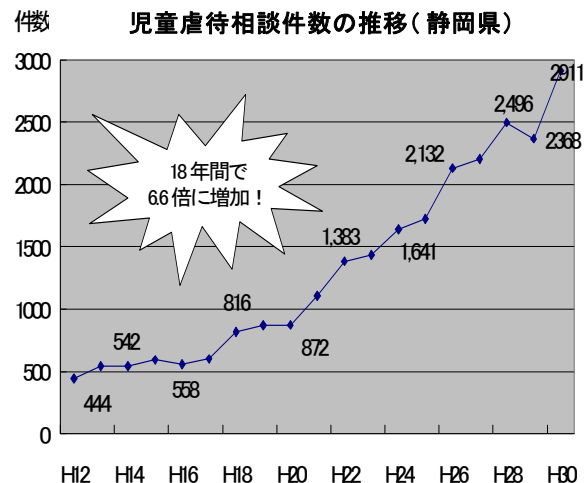
－ 令和2年4月 －



◎仕事内容

- 児童福祉に関する専門的な知識・技術をもって虐待や障害をもつ児童やその家族の支援にあたります。
- 児童相談所では、相談者に対するきめ細かな相談支援や、カウンセリングによる直接的支援を行うとともに、児童虐待の通告対応などで関係機関と連携を図ります。
- 児童福祉施設では、利用者の日常生活を支援するほか、施設の特性に合った専門性の高い支援を提供します。
- 本庁各課では、専門職としての知識を生かし、福祉施策の企画・運営を行います。

児童虐待件数が年々増加を続ける中、児童福祉職の役割は益々重要に！！





吉原林間学園(児童心理治療施設)

- ◆ 家庭環境その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童に対し、入所生活を通じて生活指導を行い、健全な地域生活に復帰できるよう援助を行います。
- ◆ 児童福祉法に規定する県内唯一の児童心理治療施設であり、富士市内に設置しています。

三方原学園(児童自立支援施設)

- ◆ 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童等に対して、入所生活を通じて生活指導を行い、健全な地域生活に復帰できるよう援助を行います。
- ◆ 児童福祉法に規定する県内唯一の児童自立支援施設であり、浜松市内に設置しています。



磐田学園(福祉型障害児入所施設)

- ◆ 知的障害のある児童に対して、入所生活を通じて日常生活に必要な生活援助、指導、社会自立のための指導や訓練を行います。
- ◆ 児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設であり、磐田市内に設置しています。

女性相談センター

- ◆ 配偶者の暴力など女性に対する相談支援や緊急の場合の一時保護を行います。

精神保健福祉センター

- ◆ こころの病を持つ方に対する相談支援等を行います。

◎採用状況

採用年度	H28	H29	H30	R1	R2
採用人数	4名	3名	4名	5名	最終調整中

◎異動パターン

本人の意向や適性などを考慮の上、3～5年程度で異動します。

◎キャリア形成支援

専門性向上のためのキャリアプランを作成し、キャリアプランモデルやキャリア期ごとの能力到達目標を示すとともに、豊富な研修プログラムにより職員のキャリア形成を支援しています。



◎その他児童福祉職のご案内

静岡県人事委員会HP	http://www.pref.shizuoka.jp/zinzi/employ/ 「静岡県職員採用情報」で検索 職種ごとの業務紹介や先輩職員の声を掲載
インターンシップ	令和2年度未実施
県庁☆ 仕事スタディツアー	令和2年度未定

◎試験情報等

※変更となる場合がありますので、詳細は各年度の受験案内でご確認ください。

受験資格	<p><大学卒業程度> 採用年度4月2日現在35歳以下で、次の①から⑦までのいずれかに該当する人又は採用までに該当する見込みの人(日本国籍を有しない人など受験不可の場合も別途有り)</p> <p>① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校(国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所等)その他の養成施設を卒業した人</p> <p>② 社会福祉士の資格を有する人</p> <p>③ 精神保健福祉士の資格を有する人</p> <p>④ 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科を卒業した人又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人</p> <p>⑤ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した人、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた人若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した人(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した人を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した人で、2年以上児童福祉事業に従事した人</p> <p>⑥ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する人</p> <p>⑦ 3年以上児童福祉事業に従事した人</p> <p><職務経験者> 次の要件を全て満たす人</p> <p>1 昭和36年4月2日以降に生まれた人</p> <p>2 児童指導員、児童自立支援専門員及び児童福祉司(※1)のすべての任用資格を有する人</p> <p>3 2の任用資格取得後に社会福祉施設等(※2)における職務経験が令和2年4月30日現在で3年以上の人</p> <p>なお、当該職務経験を1年以上継続した期間が複数ある場合は、これを通算することができます。</p> <p>※1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条に定める児童指導員、同基準第82条に定める児童自立支援専門員及び児童福祉法第13条第3項に定める児童福祉司をいいます。</p> <p>※2 「社会福祉施設等」とは、社会福祉法第62条に定める社会福祉施設、児童福祉法第7条に定める児童福祉施設、児童福祉法施行規則第5条の3に定める施設のいずれかをいいます。</p>
------	--

試験の方法	教養試験、専門試験(社会福祉概論・社会学概論・心理学概論など)、論文試験、面接試験、適性検査等
給与・ 勤務条件	初任給 月額約199,300円(令和2年4月1日現在・大学新卒者行政職給料表適用の場合) ※このほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当などが条件に応じて支給 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで 施設勤務の場合は、特例時間勤務となり、週1回程度の宿直があります。

<問い合わせ先>

静岡県健康福祉部政策管理局総務課総務班
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
電話 054-221-2962 FAX 054-221-3264
E-mail kenfuku_soumu@pref.shizuoka.lg.jp